# サービスを利用するために

介護のサービスを利用したい、または介護予防に取り組みたいと思ったら、地域包括支援センターや松原市高齢介護課の窓口に相談しましょう。

## 1 相談します

地域包括支援センターや松原市高齢介護課で、利用したいサービスなどについて相談します。

**介護サービス、介護予防サービス**
を利用したい人

**介護予防・生活支援サービス事業**
（介護予防・日常生活支援総合事業）
を利用したい人

## 2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、松原市高齢介護課に申請します。

※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

**申請に必要なもの**

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（40～60歳の人）

※申請書は松原市高齢介護課などの窓口にある他、松原市のホームページでもダウンロードできます。
申請書には主治医の情報（病院名など）を記入する欄があります。あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。

## 2 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターや松原市高齢介護課で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

P4へ

**生活機能とは？**

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6か月、更新12か月（月の末日までの期間＋有効期間）です。

更新については、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

## ●交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用は通常通りお支払いしていただくと同時に、松原市高齢介護課に申し出が必要です。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしまいます。必ず示談の前に市区町村の窓口にご連絡ください。

## 3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

**介護認定調査員**　認定調査のために自宅を訪問する、市区町村の職員や市区町村から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

**主治医意見書**　生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

**介護認定審査会**　市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。

## 4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に松原市高齢介護課から送られてきます。

P4へ

### 要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

### 要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

### 非該当

現状で要介護や要支援のサービスが必要ないと判定された人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

**Q 認定結果に納得できないときはどうしたらいいですか**

**A 相談できる窓口があります。**

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まず市区町村の窓口に相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

**Q 適切な認定結果が出るかどうか心配です**

**A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。**

要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果を得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。ぜひ状態をよく知っている家族などに立ち会ってもらいましょう。